


STEP4 申告申請書等の提出 (P50~52参照)

申告申請書等は、本社が所在する各都道府県申告申請窓口(裏表紙に記載)に送付もしくは持参により提出いただくか、又は電子申告申請により提出してください。

なお、点検・審査により後日内容確認の連絡をさせていただく場合がございます。

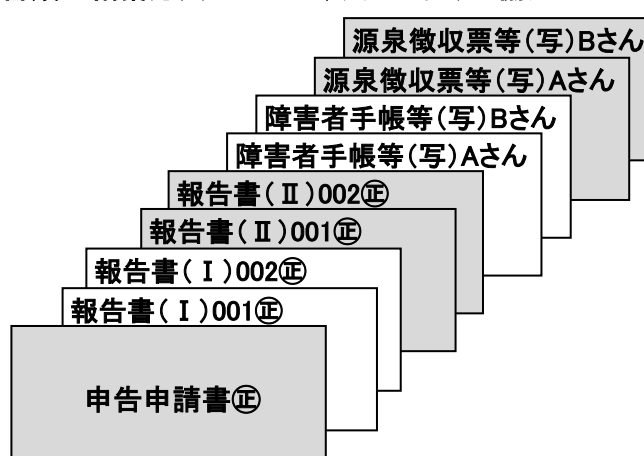
<p>送付又は持参</p>	<p>上記STEP3で作成した申告申請書等(各2部:正・受付窓口控)を、申告申請期間内に、本社が所在する各都道府県申告申請窓口(裏表紙に記載)に送付(郵便、信書便)又は持参により提出してください(添付書類については1部のみ提出。)</p> <p>事業主控えは、各事業主で保管願います。また、受理日(受理印)の確認を希望される場合は、様式「受理日確認印を希望する事業主の皆様へ」(P102)を提出してください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>❗ 片面印刷にご協力 いただきますようお願い いたします。</p> </div> <div style="display: inline-block; margin-left: 10px;">  </div> <p>≪申告申請書類等≫</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 障害者雇用納付金申告書、障害者雇用調整金及び在宅就業障害者特例調整金支給申請書 ロ 障害者雇用状況等報告書(Ⅰ) ハ 障害者雇用状況等報告書(Ⅱ)[短時間労働者以外の常用雇用労働者用] ニ 障害者雇用状況等報告書(Ⅱ)[短時間労働者用] ホ 在宅就業契約報告書 (※在宅就業障害者特例調整金の申請を行う場合に提出) ヘ 発注証明書(在宅就業契約報告書) (※在宅就業障害者特例調整金の申請を行う場合に提出) ト 障害者雇用調整金及び在宅就業障害者特例調整金の分割支給先一覧表 (※障害者雇用調整金又は在宅就業障害者特例調整金の申請を行う場合で、特例子会社等への分割支給の申請を行う場合に提出) チ 添付書類(雇用障害者に係る源泉徴収票等(写)、障害者手帳等(写)) (※対象事業主のみ提出) <p>リ 様式「受理日確認印を希望する事業主の皆様へ」(※対象事業主のみ) ※郵送事故の防止のため、簡易書留等、必ず配達記録が残る方法で郵送してください。</p>
<p>電子申告申請</p>	<p>上記STEP3で『申告申請書作成支援シート(マクロ機能付き)』により作成した場合には、電子申告申請ができます。ただし、在宅就業障害者特例調整金の申請がある場合には、電子申告申請はできません。また、添付書類(源泉徴収票等(写)、障害者手帳等(写))の提出にあたっては、電子送信できません。</p> <p>添付書類(雇用障害者に係る源泉徴収票等(写)、障害者手帳等(写))の提出の対象事業主は、「添付書類送付状」に所要事項をご記入いただき、添付書類に添えて、申告申請期間内に、本社が所在する各都道府県申告申請窓口(裏表紙に記載)に送付(郵便、信書便)又は持参により提出してください(1部)。</p> <p>※郵送事故防止のため、添付書類は簡易書留等、必ず配達記録が残る方法で郵送してください。 ※「添付書類送付状」は、P114に掲載しています。また、当機構ホームページからもダウンロードできます。</p> <p>電子申告申請の方法(P7)を参照のうえ、申告申請期間内に電子申告申請をしてください。 (各都道府県申告申請窓口への提出は不要です。出来上がった申告申請書等を印刷のうえ事業主控としてください。)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>❗ 電子申告申請には、あらかじめ、「ID、パスワード」の取得が必要です。(P7参照)</p> </div>

※ 添付書類の提出の対象事業主については、P50でご確認ください。

書類の提出に当たってのお願い

(対象事業主のみ)


書類の編纂方法について、次のとおりご協力いただきますようお願いいたします。



- 添付書類(障害者手帳(写)、源泉徴収票(写)等)の提出は1部のみです。
(「受付窓口控」には必要ありません。)
- 障害者雇用状況等報告書(Ⅱ)に記載した障害者の氏名順に編纂して添付してください。
A4版での印刷にご協力ください。
- 添付書類は申告申請書の一部です。申告申請書と併せて申告申請期間内にご提出ください。
※申告申請期間内に提出できない場合は、申告申請書に計上できませんのでご注意ください。

STEP5-1 障害者雇用納付金の納付 (P53~54参照)

上記STEP4で申告申請書等を作成した結果、納付すべき納付額がある場合は、申告書の提出とともに納付してください。

<p>金融機関窓口</p>	<p>指定の「納付書」により、金融機関窓口で納付してください(送金手数料は無料です。)</p>
<p>ペイジー (インターネットバンキング)</p> 	<p>納付金の納付については、ペイジーによる納付が便利です。 ペイジーであれば、パソコン(インターネットバンキング)で納付できますので、金融機関の窓口と並ぶ必要がありません!(送金手数料は無料です。)</p>

※ 口座振込、ATMでの振込による納付はできませんのでご注意ください。

納付書記載の静岡銀行の口座番号は利用できません。

STEP5-2 障害者雇用調整金等の受給 (P56参照)

○ 10月に申請書に記載された口座に振り込みます。支給先口座に誤りがあると、振込予定日に振込予定先に入金できない状態になります。今一度ご確認いただきますようお願いいたします。

○ 申請書提出後に口座等が変更になった場合(合併等による名称変更を含む)は、「口座変更届」(P112)を提出してください。